

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 監査等の種類 | 定期監査及び行政監査 |
| 2 | 監査の対象 | 福祉部
令和6年度4月～11月分 必要に応じて令和5年度分 |
| 3 | 監査の着眼点 | 令和6年度 一般・特別会計定期監査及び行政監査実施計画
(以下「実施計画」という。)に定める着眼点による |
| 4 | 監査の実施場所 | 実施計画に定める実施場所 |
| 5 | 監査の日程 | 令和7年1月6日～令和7年2月27日 |
| 6 | 監査の結果 | |

岐阜市監査基準に準拠し監査を実施したところ、次のような事項が見受けられたので、改善に努めるとともに、検討されたい。

上記の事項以外については、おおむね適正に処理されているものと認められた。
なお、軽微な事項については、別途指示した。

[指摘事項]

(1) 未収金の回収について

介護保険料の収入未済額は、令和5年度末で170,233,850円であった。令和6年11月末現在では、滞納繰越分に係る収入未済額が157,628,213円である。

後期高齢者医療保険料の収入未済額は、令和5年度末で57,302,900円であった。令和6年11月末現在では、滞納繰越分に係る収入未済額が42,285,300円である。

今後とも、滞納繰越分の早期回収に努めることはもとより、現年賦課分の早期回収を図ることで滞納繰越の発生を抑制するように努力されたい。

(2) 適正な財務会計事務の執行について

ア 令和5年12月改正（施行は令和6年1月）前の岐阜市予算規則第13条第1項（改正後は岐阜市会計規則第64条の2第1項に規定）は、支出負担行為として整理する時期は別表第1に定める区分によるものとし、別表第1では、需用費、委託料並びに使用料及び賃借料の支出負担行為として整理する時期は「契約を締結するとき又は請求のあったとき」と規定している。

しかしながら、以下の支出負担行為書の整理時期の遅延があった。

(ア) 介護保険課において、令和5年4月27日付けで契約が締結された岐阜市基準緩和型訪問介護サービス従事者育成研修業務委託は令和6年3月8日に至るまで、令和5年5月11日付けで契約が締結された介護保険制度PR

パンフレット印刷は令和 5 年 8 月 15 日に至るまで、令和 5 年 10 月 26 日付けで契約が締結された口腔機能向上介護予防普及啓発事業業務委託は令和 6 年 3 月 19 日に至るまで、それぞれ支出負担行為書が作成されていなかった。

- (イ) 福祉医療課において、令和 5 年 6 月 30 日付けで契約が締結された高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施(ポピュレーションアプローチ)事業講座用パソコン等機器一式借上は令和 5 年 9 月 12 日に至るまで、令和 5 年 7 月 12 日付けで契約が締結された高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施歯科保健事業(ポピュレーションアプローチ)業務委託は令和 5 年 9 月 12 日に至るまで、それぞれ支出負担行為書が作成されていなかった。
- (ウ) 生活福祉一課において、令和 5 年 8 月 23 日付けで契約が締結された生活保護の手引き 400 冊印刷は令和 5 年 11 月 15 日に至るまで、支出負担行為書が作成されていなかった。
- (エ) 高齢福祉課において、令和 5 年 9 月 1 日付けで契約が締結された岐阜市地域包括支援システム導入業務委託は令和 6 年 2 月 19 日に至るまで、支出負担行為書が作成されていなかった。

イ 岐阜市会計規則第 32 条第 1 項第 2 号は、収入命令者は、歳入を徴収しようとするときは、納入すべき金額、納入義務者、納期限及び納入場所について、法令等又は契約に照らし適正であることを調査し、直ちにこれを調定しなければならない旨規定している。

また、岐阜市生活管理指導短期宿泊事業実施要綱第 9 条第 1 項第 1 号は、事業を利用する者は、事業の利用料の 1 割に相当する額を負担するものとし、ただし、生活保護法第 6 条第 1 項に規定する被保護者に該当する利用者については、この限りでない旨規定している。

しかしながら、令和 6 年 7 月 18 日から 7 月 31 日までに岐阜市生活管理指導短期宿泊事業を利用した 2 名について、生活保護法に規定する被保護者に該当する利用者であり、利用者負担額が生じないにもかかわらず、それぞれ調定し、納入通知書を送付した結果、8 月 29 日、2 名から利用者負担額が納付された。

ウ 岐阜市会計規則第 65 条第 1 項は、「支出命令者は、支出命令書(支出負担行為書兼支出命令書を含む。)を作成しようとするときは、予算の節及び債権者

ごとに作成し、所属年度、支出科目、支出金額及び債権者名の正誤並びに支出の内容が法令等又は契約に違反する事実がないかを調査しなければならない。」と規定している。

しかしながら、以下の支払誤りがあった。

- (ア) 障がい福祉課において、令和 6 年 7 月分のパートタイム会計年度任用職員 B (1 名) の報酬支払について、7 月 30 日及び 31 日の各 5 時間、合計 10 時間分の勤務時間を含めずに集計し、処理したことにより、本来 85,000 円を支払うべきところ、誤って 75,000 円が支払われていた。
- (イ) 介護保険課において、令和 5 年 3 月分介護保険主治医意見書作成手数料について、通常の処理とは異なる手順で処理したことに伴う代替手段として支払情報を手入力したが、支払先を誤って入力したため、令和 5 年 5 月 10 日、A 病院には 4,400 円支払うべきところ、さらに 4,400 円加算された 8,800 円が支払われ、また、B 病院には 4,400 円を支払うべきところ、支払われなかった。

エ 岐阜市会計規則第 88 条第 1 項は、「資金前渡を受けた者は、特別の事由がある場合のほか、当該資金の支払完了後 7 日以内に精算書を作成し、証拠書類を添えて、支出命令者を經由して会計管理者に提出しなければならない。ただし、常時必要とする前渡金にあつては、毎月分を計算し、翌月 5 日までにその手続をしなければならない。」と規定している。

しかしながら、令和 6 年 6 月 3 日、毎月の資金前渡金から支給する災害見舞金について、令和 6 年 5 月分災害見舞金 (5 月 1 日 300,000 円受入分) の精算手続を行うべきところ、誤って 6 月分災害見舞金 (6 月 3 日 300,000 円受入分) の精算手続を行ったことにより、結果的に 5 月分災害見舞金は、7 月 1 日に至るまで精算処理がされなかった。

オ 岐阜市物品管理規則第 18 条は、「物品出納員は、その保管に係る物品を良好な状態で常に使用することができるよう整理し、保管しなければならない。」と規定している。

しかしながら、令和 6 年 5 月 29 日、障がい福祉課内の鍵付きの書庫において保管していた 84 円郵便切手 117 枚 (9,828 円分) が全て紛失していることが判明した。

カ 岐阜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則第 5 条第 1 項第 3 号は、事務補助に係るパートタイム会計年度任用職員の報酬は、勤務をした日の属する月の翌月の 15 日に支給する旨規定している。

しかしながら、福祉政策課において、高齢福祉課の令和 6 年 2 月分のパートタイム会計年度任用職員 B (2 名) の報酬支払について、支払関係書類としてパートタイム会計年度任用職員 B が 1 名ずつ記載された雇用者一覧表が 2 枚添付されていたにもかかわらず、1 枚を見落としたため、当該 1 名が 3 月 15 日に支払われなかった。

今後は、岐阜市会計規則、岐阜市物品管理規則並びに岐阜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則を遵守し、同様の事案が発生しないよう、組織体制及び事務手続の見直しなどを実施することで、適正な財務会計事務の執行に努められたい。なお、支出負担行為書の作成時期に関する指摘については、令和 4 年度の定期監査及び行政監査においても同様の指摘をしており、確実に対応されたい。

(3) 適正な事務執行について

ア 年 4 回 (5 月、8 月、11 月及び 2 月) の前金払としている支え合いの仕組みづくり推進事業業務委託料は、支払月初旬に都度、高齢福祉課の担当職員が受託事業者と電話連絡を行い、請求書を提出してもらう対応を行っていたが、令和 5 年 8 月 31 日の支払予定分 2,809,000 円について、電話連絡を失念し、支払がされていないことが判明し、10 月 30 日に支払われていた。

イ 年 4 回 (4 月、7 月、10 月及び 1 月) の前金払としている障がい者就労支援事業業務委託料は、支払月初旬に都度、障がい福祉課の担当職員が受託事業者と電話連絡を行い、請求書を提出してもらう対応を行っていたが、令和 5 年 10 月 31 日の支払予定分 6,104,228 円について、電話連絡を失念し、支払がされていないことが判明し、11 月 13 日に支払われていた。

ウ 令和 4 年 9 月 28 日に開催された第 1 回岐阜市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会に係る 9 名分の委員報酬 81,900 円及びその費用弁償 8,060 円について、令和 5 年 5 月 23 日、福祉政策課による前年度の審議会に関する報酬支払の確認の中で支払事務を失念していたことが判明し、5 月 30 日に支

払われていた。

エ 令和 4 年 4 月 15 日に死亡した身体障害者相談員 1 名の令和 4 年 4 月分の報償費(報酬金額 3,015 円)について、令和 4 年 5 月 13 日に報償費を支払う旨の決裁が障がい福祉課長の承認を経て、福祉政策課長の決裁を受けていたが、その後、障がい福祉課は福祉政策課へ支払依頼をした、又は福祉政策課は支払依頼をされたという認識はなく、令和 5 年 9 月 1 日、福祉政策課による月途中で死亡した場合の支払方法の確認の中で支払がされていないことが判明し、10 月 10 日に支払われていた。

オ 障がい福祉課のフルタイム会計年度任用職員が令和 6 年 1 月 29 日から病気を理由に休暇となり、病気休暇の取得可能日数が 4 日間であるため、障がい福祉課の担当職員が庶務事務システムに 1 月 29 日から 2 月 1 日まで病気休暇(有給休暇)と入力し、2 月 2 日から無給休暇と入力すべきところ、休暇制度の認識不足により 2 月 2 日以降も病気休暇(有給休暇)と入力した。また、当該フルタイム会計年度任用職員が令和 5 年 10 月から令和 6 年 2 月までに取得した女性健康休暇について、担当職員が庶務事務システムに無給休暇と入力すべきところ、休暇制度の認識不足により有給休暇と入力した結果、令和 5 年 10 月分から令和 6 年 2 月分までの給与において合計 228,457 円が過払いとなった。

さらに、当該フルタイム会計年度任用職員の退職手当 50,822 円について、3 月 13 日までに支払うべきところ、4 月 10 日に支払われていた。

加えて、支払遅延に係る遅延損害金 116 円が 5 月 16 日に支払われていた。

カ 介護保険料は、市の住民基本台帳に記録されている 65 歳以上の者(第 1 号被保険者)又はその世帯構成員の前年所得金額に基づく市町村民税の課税情報により、介護保険料の賦課額を算定する。併せて、当該前年所得金額の区分に応じて、高額介護(介護予防)サービス費の利用者負担上限額及び特定入所者介護サービス費(居住費等・食費)の利用者負担上限額が設定され、当該上限額を超えた場合、市は介護給付費を支給する。

また、地方税法第 294 条第 3 項は、市町村は、当該市町村の住民基本台帳に記録されていない個人が当該市町村内に住所を有する者である場合には、その者を当該住民基本台帳に記録されている者とみなして、その者に市町村民

税を課することができる旨規定している。

しかしながら、介護保険課の担当係長が平成 28 年度以降、市の住民基本台帳に記録されているものの、他の市町村で市町村民税が課されている介護保険の第 1 号被保険者又はその世帯構成員に対して、市町村民税に関する所得の照会を行わなかった。

その後、法令上、時効が未到来で、介護保険料の請求及び介護給付費の返還請求ができるものについて、それぞれ介護保険料の差額納付分及び介護給付費の返還請求分を再算定した結果、令和 4 年度介護保険料は 42 名分 2,002,000 円が過少に算定され、平成 30 年 8 月から令和 5 年 5 月までの高額介護(介護予防)サービス費は 9 名分 1,445,521 円が過大に支給され、令和 3 年 9 月から令和 5 年 7 月までの特定入所者介護サービス(居住費等・食費)利用分の費用は 1 名分 309,167 円が過大に支給されていた。

キ 介護保険料の口座振替は、普通徴収の対象者で、かつ口座振替の手続を行った対象者に対し、毎年 6 月から翌年 3 月まで毎月末に口座引落が行われる。

令和 6 年 1 月 18 日、介護保険課の担当職員が介護保険システムの保険料算定に係る例月の電算処理を実行する際、その処理を実行する運用事業者に対しパラメーターを指定する運用指示書において、「口座振替依頼年月日」欄に本来の処理日である 2024 年 1 月 18 日と記載するところを誤って 2023 年 1 月 18 日と記載し、指示したため、そのまま電算処理が実行され、介護保険料の第 8 期(1 月分)1 月 31 日引落分に 1 年前の口座情報が用いられた結果、1,465 件分 14,284,400 円の口座振替が行われず、11 件分 57,500 円が旧口座で引落とされた。

ク 介護サービス利用者が生活保護の被保護者である場合、介護サービス事業者は岐阜県国民健康保険団体連合会に介護サービス提供に要した介護給付費を請求する際、生活福祉一課及び生活福祉二課から被保護者情報の提供を受け、請求内容の内訳として保険請求額（介護保険課負担）、利用者負担額（0 と記載）、公費請求額（生活福祉一課及び生活福祉二課負担）、公費分本人負担額を分けて記載し、請求する。岐阜県国民健康保険団体連合会は介護給付費を市に請求し、市が岐阜県国民健康保険団体連合会に支払う介護給付費のうち、公費請求額については、生活福祉一課及び生活福祉二課から岐阜県国民健康保険団体連合会へ支払われる。

なお、被保護者でない場合、請求内容の内訳として保険請求額、利用者負担額を分けて記載する。(公費請求額及び公費分本人負担額は0と記載する。)

また、介護サービス利用に係る利用者負担額は月ごとに一定の負担上限額があり、当該上限額を超えた場合、介護サービス利用者からの申請（初回のみ、2回目以降は申請不要）に基づき、申請者に高額介護（介護予防）サービス費を支給するが、介護サービス利用者が被保護者である場合、市は高額介護（介護予防）サービス費を岐阜県国民健康保険団体連合会へ支払う。

介護サービス事業者が岐阜県国民健康保険団体連合会に被保護者の介護給付費を請求する際、被保護者であるため、本来であれば、保険請求額、公費請求額、公費分本人負担額を分けて記載し、請求すべきところ、誤って被保護者ではない取扱いとし、保険請求額、利用者負担額に記載、請求した結果、令和3年7月分から令和5年3月までの介護サービス利用分のうち、5か月分107,550円の高額介護（介護予防）サービス費を岐阜県国民健康保険団体連合会ではなく、利用者へ支給していた。

ケ 介護サービス利用に係る利用者負担額は月ごとに一定の負担上限額があり、当該上限額を超えた場合、市は介護サービス利用者からの申請（初回のみ、2回目以降は申請不要）に基づき、申請者に高額介護（介護予防）サービス費を支給する。

介護サービス利用者1名の令和5年2月サービス提供分（5月15日支給分、3,926円）について、5月12日に当該利用者の子から介護サービス費の振込口座の変更届出があったため、5月15日の変更前口座への支給を停止し、6月15日に変更後口座へ支給すべきところ、口座変更手続を完了せず、誤って5月15日に変更前口座へ支給し、さらに6月15日に変更後口座にも支給した。

コ 利用者の介護サービス利用に基づき、介護サービス事業者は岐阜県国民健康保険団体連合会に対し、月ごとに利用実績に基づく介護報酬を報告した後、岐阜県国民健康保険団体連合会から介護保険課に対し、給付実績情報がデータで提供される。介護サービス利用に係る利用者負担額は月ごとに一定の負担上限額があり、当該上限額を超えた場合、市は介護サービス利用者へ高額介護（介護予防）サービス費の申請勧奨（申請書を送付する。送付は初回のみ、2回目以降は申請不要）を行い、返送された申請書に基づき、申請者に支

給する。

令和 5 年 7 月、介護サービス事業者が、既に報告済みの令和 5 年 4 月分及び 5 月分の介護報酬を修正し、岐阜県国民健康保険団体連合会に報告したため、介護保険課に修正後の給付実績情報が提供された。高額介護（介護予防）サービス費の担当職員（A 及び B の 2 名）は、既に修正前の給付実績情報に基づいた高額介護（介護予防）サービス費の申請勧奨が行われていた（その後、8 月 18 日に提出）ことに気が付かず、修正後の給付実績情報に基づいた申請勧奨を再び行った結果、10 月 10 日に申請書が提出された。なお、8 月 18 日提出分は、担当職員 A が支給手続を進めていたが、口座番号が一致せず、振込不能となったため、申請者に口座変更届出書を送付した結果、10 月 10 日（申請勧奨を再び行ったことで申請書が提出された日と同日）に当該届出書が提出された。担当職員 B は、10 月 10 日に提出された申請書に基づく支給手続を行う際、担当職員 A が行う届出書に基づく支給手続が進行中であったことに気が付かないまま手続を行ったため、11 月 15 日、対象者 1 名に対し、修正前及び修正後の給付実績情報に基づく高額介護（介護予防）サービス費として、4 月提供分 14,311 円及び 5 月提供分 14,301 円の合計 28,612 円が重複支給となった。

サ 介護サービス利用に係る利用者負担額は月ごとに一定の負担上限額があり、当該上限額を超えた場合、市は介護サービス利用者からの申請（初回のみ、2 回目以降は申請不要）に基づき、申請者に高額介護（介護予防）サービス費を支給する。

養護老人ホーム入所者の高額介護（介護予防）サービス費は、高齢福祉課において、入所者の収入に基づいた費用徴収基準の階層に応じた支弁割合により、入所者への支給額と市の老人福祉費への払戻し額を按分する。

高齢福祉課において、毎年 7 月に入所者の費用徴収基準の階層の更新を行っており、令和 5 年 7 月利用分の高額介護（介護予防）サービス費の按分は、更新後の新たな支弁割合を適用すべきところ、誤って更新前の支弁割合を適用したため、高額介護（介護予防）サービス費が 4 名分 3,071 円が過支給及び 2 名分 925 円が支給不足となった。

シ 会計検査院が令和 5 年 11 月 7 日に行った令和 4 年度決算検査報告において、令和 3 年 1 月 13 日に実施された書類検査による会計検査にて、令和 3 年

度の生活扶助等に係る生活保護費の額の支給に関し、生活保護の被保護者に障害年金の受給権が発生していたにもかかわらず受給手を促していなかったため、当該受給権の勧奨が不十分であると指摘された。生活福祉一課及び生活福祉二課の担当職員が被保護者に障害年金受給の手続を促した結果、受給できることに至り、遡及受給された障害年金が年金収入として認定されたため、3 名分 8,294,237 円の生活保護費が過大に支払われたことになり、当該生活保護費の返還を求めた。

ス 令和 5 年 4 月 1 日から児童発達支援事業所等に対して送迎自動車への安全装置の設置が義務化され、令和 5 年度中に事業所等が送迎自動車に子どもの置き去り防止の安全装置を設置した場合、1 台当たり最大 175,000 円が補助される。

令和 5 年 12 月 8 日、18 日、19 日及び 27 日に 5 事業所から障がい福祉課に電子メールで送られた補助申請書類が未処理であったため、当該 5 事業所 21 台分に係る計 3,549,310 円の補助金の支払がされなかった。

セ 後期高齢者医療被保険者に対する令和 3 年度分（令和 3 年 8 月から翌年 7 月受診分）における高額介護合算療養費の支給にあたり、福祉医療課の担当職員が、支給対象者が福祉医療費受給者か否かの資格の確認を誤り、高額介護合算療養費対象者 5,794 名のうち 1,556 名を福祉医療費受給者とすべきところ、1,444 名を福祉医療費受給者とし、112 名を福祉医療費受給対象外とした。さらに、112 名のうち福祉医療費受給者 8 名の高額介護合算療養費の支給については、是正の手続が間に合わず、岐阜県後期高齢者医療広域連合から市へ振り込むべきところ、令和 5 年 9 月 4 日、岐阜県後期高齢者医療広域連合から 8 名に 110,022 円を支給した。

ソ 令和 5 年 12 月 1 日、指導監査課の担当職員が 37 の社会福祉法人に照会メールを一斉送信した後、回答のない 23 法人に対して、12 月 21 日に、催告メールを一斉送信したが、その送信メール本文には、当初照会メールを送信した 37 法人分のメールアドレスが記載されており、そのうち、ホームページ等で公開されていない 6 法人のメールアドレスが催告メール送信先の 23 法人に漏えいした。

今後は、事務処理マニュアル等に従い職務を確実に遂行されるよう職員に一層の指導徹底を図り、同様の事案が起こらないよう、不適正な事務執行に対する再発防止策が形骸化していないか有効性を点検し、チェック機能の強化による再発防止に部全体で真摯に取り組み、適正な事務執行に努められたい。

(4) 個人情報保護の徹底について

個人情報の保護に関する法律第 67 条は、個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない旨規定している。また、同法第 66 条は、「行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。」と規定している。

しかしながら、以下の漏えい又は不当な利用があった。

ア 令和 6 年 1 月 26 日、岐阜市物価高騰対応重点支援給付金の支給に関し、当該給付金の支給要件及び支給口座を確認する確認書を一斉発送し、2 月 21 日、郵送提出された確認書類を開封、整理、内容確認する受託事業者が、1 件の確認書の補正を求めるため返送する際、誤って別の対象者の運転免許証及び通帳の写しを同封した。

イ 令和 5 年 8 月 24 日、担当民生委員が令和 5 年 9 月分の生活保護決定通知書の封筒を被保護者宅に届ける際、誤って別の被保護者の生活保護決定通知書の封筒と併せて 2 通を郵便受けに投函した。

ウ 令和 5 年 5 月 1 日、市が運営を委託する地域包括支援センターの担当職員が、当該支援センター利用者の介護予防サービス・支援計画書を通所介護事業所に送信する際、FAX 番号を誤り、別の番号に誤送信した。

また、令和 6 年 8 月 2 日、高齢福祉課の担当職員が市内 6 か所の地域包括支援センターに緊急通報結果（2 名の氏名及び体調に関する情報）の月次報告書を 1 件ずつメール送信する際、登録済みの別のメールアドレスを誤って選択し、送信した。

エ 令和 5 年 10 月 24 日、福祉医療費受給者証（ひとり親家庭等）の年次更新に伴う受給者証の一斉送付に当たり、パートタイム会計年度任用職員 B（2 名）が誤って 2 世帯分の受給者証を 1 枚の封筒に封入した。

また、令和 6 年 5 月 15 日、福祉医療課の窓口において、後期高齢者医療保険の被保険者が市外に転出するに当たり、転出先市町村に提出が必要となる後期高齢者医療負担区分等証明書を申請するため来課された被保険者及びその親族に対して、誤って別の被保険者の証明書を交付した。

オ 令和 6 年 11 月 6 日、柳津分室の窓口において、窓口対応した職員が、子の福祉医療費受給者証（子ども）を受け取りに来室された A 氏に対し、B 氏に交付すべき子の福祉医療費受給者証（子ども）を誤って交付した。

カ 令和 6 年 5 月 30 日、障がい福祉課の執務室内において、同課の職員が自身と同居していた親族が死亡したことにより、親族の戸籍謄本の取得に必要な情報（生年月日）を確認するため、自席のパソコンから福祉総合システムに不正にアクセスし、自身の世帯情報を閲覧し、世帯員の住所、氏名、生年月日及び年齢の掲載画面を印刷した。

今後は、個人情報の保護に関する法律を遵守するよう職員に一層の指導徹底を図るとともに、同様の事案が起こらないよう、個人情報の取扱いに十分注意し、漏えい防止のために講じた措置を着実に実行されたい。

[意見事項]

（１）交通事故の防止について

令和 5 年 4 月から令和 6 年 11 月までの間に、公用車の事故が 9 件発生した。

令和 4 年度の定期監査における報告件数（8 件）よりも増加しており、交通事故の防止について、より一層の指導徹底を図られたい。